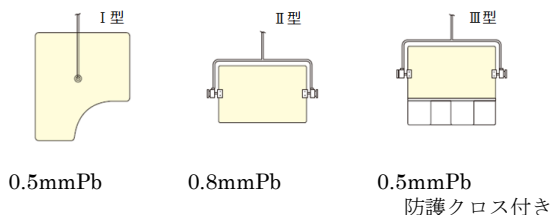


器 11 : 放射線障害防護用器具
一般医療機器 : 放射線防護用移動式バリア 38373000

移動型防護装置 ML

【形状、構造及び原理等】

- (1) 本製品は、防護シールド（含鉛アクリル板、防護クロスが附属する場合がある。）、バランスアーム、移動可能なスタンドポールで構成される。
- (2) 本製品には防護シールドの形状、鉛当量により、以下の 3 銘柄がある。



- (2) 製品を構成する「含鉛アクリル板」及び含鉛アクリル板に附属する場合のある「防護クロス」(38375000 放射線防護用カーテン)を X 線防護バリアとする。

＜外観形状（代表例）＞



【使用目的又は効果】

長時間にわたり放射線を被ばくする環境の中で従事する医療従事者の身体、特に顔面（水晶体、甲状腺、皮膚等）の前に、防護シールドを設置することにより、放射線被ばくを低減化する。

【使用方法等】

循環器のカテーテル等を実施する際に、防護シールドを手動により任意の位置に停止させて放射線から防護する。

＜使用方法等に関連する使用上の注意＞

（含鉛アクリル板）

- (1) 可燃性の含鉛アクリル板を材料としているため、保管および取り扱いには着火源から離れたところで行うこと。また、アルコール性物質により変質する可能性があるため、清拭の際は注意すること。
- (2) 殺菌灯の照射は、表面の劣化の原因となることがあるため、避けること。

（防護クロス）

- (1) 一次放射線（直接線）の放射線被ばくからの保護には使用しないこと。
- (2) 防護クロス内部の X 線防護材に損傷、又はその恐れがある場合は使用しないこと。

- (3) X 線防護材が強く折り曲げられると、損傷する原因となるので注意すること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法：常温・常湿

耐用期間：10年 [自己認証（当社データ）]による。

【取扱上の注意】

- (1) 製品の清掃には、拭いた部分が白く曇ったり、キズがつくことがあるので、シンナーやベンジンなどの溶剤や、コンパウンドなど研磨剤を含むものを使用しないこと。
- (2) 製品の内側に消毒液が入ると、故障や事故の原因となるので、製品に消毒液をかけたり噴霧しないこと。
- (3) 製品に損傷を与える恐れがあるので、金属やゴムに対して強い腐食性を持つ塩素系消毒剤、または消毒剤の取扱説明書に金属・プラスチック・ゴム及び塗装のうち一つでも使用が不適と注意書きのある消毒剤を使用しないこと。
- (4) 製品の消毒は最小限にするよう心がけること。長時間の消毒により、外装に退色やひび割れが起こる場合や、ゴムやプラスチックが劣化する場合がある。もし、消毒により変化が現れた場合は、直ちに製品の使用を中止し、購入業者に修理を依頼すること。

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検（日常点検）＞

（含鉛アクリル板）

血液が付着した場合、適切な消毒を行うこと。ただし、アルコール性物質により変色する可能性があるため、清拭後は長時間放置せず、柔らかい布で拭き取る等注意すること。

（防護クロス）

日常の始業、終業時に目視、触覚等による点検を行うこと。
X 線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止して X 線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

＜使用者による保守点検（定期点検）＞

（防護クロス）

半年に 1 回以上の X 線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

（バランスアーム）

1 年に 1 回程度、バランスアーム先端・防護シールド接続部の U ビンの摩耗状態を確認すること。

※

【製造販売業者及び製造業者等の氏名又は名称等】

製造販売業者

クラレトレーディング株式会社

大阪府大阪市北区角田町 8 番 1 号

*大阪梅田ツインタワーズ・ノース

電話番号 06-7635-1786 **エックスエー製品グループ

製造業者 株式会社ダイケン

本製品には取扱説明書がありますので、必ずご確認下さい。